（別添）

三股町工事請負契約約款運用基準

第1　全般的事項

1　この約款は、三股町財務規則（以下「規則」という。）第71条第3項の規定に基づくものであるから、工事請負の契約は、これを基準として約定しなければならないこと。

2　従来どおり契約書と約款とを分離するが、契約ごとに契約書に約款を添付しなければならないこと。

3　この約款は、一般的な規定であるので、具体的な契約の締結に当たっては、規則に違反しない限りにおいて適宜変改を加えることは差し支えないが、その場合は、工事施行伺いに約款との相違点を明示し、変改の理由を付記すること。

4　契約の締結に当たっては、特に支障のない限り、別記様式第1号の契約書を使用すること。3により約款に変改を加えたときは、この様式に適当な加除を行うか、又はこの様式によらないことができること。

第2　各条項について

1　第1条関係

(1)　第3項において、施工方法等については、原則として受注者の責任において定めることとしているので、設計図書において特別の定めをする場合は、その必要性を十分検討し、必要最小限のものとすること。

(2)　第4項の守秘義務は、公共の施設の設計・施工情報が外部に漏れた場合の安全上、警備上等の重大性を勘案の上、現場説明又は入札執行前の説明において趣旨の徹底を図ること。

(3)　第12項において、受注者が共同企業体を結成している場合には、契約担当者と受注者との間で行う全ての行為は共同企業体の代表者を通じて行うこととなったこと。

2　第3条関係

工程表については、共通仕様書に定める施工計画書とともに、当該仕様書に定める計画工程表を添えて監督員に提出させること。

請負代金内訳書については、承認を要せず、発注者及び受注者を拘束するものではないので、第24条の規定による請負代金額の変更、第29条の定による天災その他の不可抗力による損害の負担、第37条の規定による部分払等を行う場合の額の確認等に当たって受注者と協議する額の算定は、工程表を参考にして設計図書の内訳により行うものとすること。

3　第4条関係

工事完成保証人制度に代えて、原則として、契約保証金その他の金銭的保証を求めることとしたこと。

4　第7条関係

「その他必要な事項」とは、下請負人の住所、施工部分の内容、当該工現場の担当責任者の名称等を含むものであること。

5　第9条関係

(1)　第1項における監督員の選任（変更）通知は、従来どおり、請負代金額が20万円未満の契約にあっては、書面によらないことができるものであること。

(2)　第2項における監督員の権限は、次のとおりとする。

ア　約款の他の条項に定めるもの

(ア)　受注者の工事関係者に関する措置請求（第12条第2項）

(イ)　工事材料の検査（第13条第3項）

(ウ)　工事材料の調合又は工事施工の立会い及び見本検査（第14条第4項）

(エ)　支給材料等の検査（第15条第2項）及び支給材料又は貸与品の使用方法が明示されていない場合の指示（第15条第11項）

(オ)　工事の施工部分が設計図書に適合しない場合の改造請求及び破壊検査（第17条）

(カ)　条件変更に係る施工条件等の調査（第18条第2項）

(キ)　臨機の措置に係る受注者に対する意見及び措置請求（第26条第1項及び第3項）

イ　約款に基づく契約担当者の権限とされる事項のうち、契約担当者が必要と認めて監督員に委任したもの

ウ　第2項各号に掲げるもの

(ア)　設計図書に定めるところにより、契約の履行についての受注者又は現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(イ)　設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(ウ)　設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

(3)　第3項において、「2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたとき」とは、同一の監督業務について工種ごとに監督員を任命して、権限を分担させた場合をいい、この場合には、それぞれの職務内容を監督員選任（変更）通知書に明示すること。

6　第10条関係

(1)　第1項の［　］の部分には、工事が建設業法第26条第3項に該当する場合に「専任の」の字句を記入するものとする。ただし、当該工事が建設業法第26条第4項の工事にも該当する場合には、監理技術者の［　］の部分に「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の」の字句を記入する。

(2)　工事が建設業法第26条第2項に該当する場合には、「主任技術者」に代え「監理技術者」を適用するものであること。

(3)　請負代金額が20万円未満の契約にあっては、従来どおり、現場代理人等選任（変更）通知は、書面によらないことができるものであること。

7　第11条関係

契約の履行についての報告とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、施行計画書等の履行計画についての報告も含むものであること。

8　第16条関係

(1)　第1項は契約担当者の工事用地の確保義務を規定したものであるが、「乙が工事の施工上必要とする日」とは、受注者の工事の進捗状況を勘案して現実に受注者が工事を施工するため、用地を必要とする日をいう。

(2)　第3項の「撤去」には、支給材料又は貸与品を契約担当者に返還することが含まれること。

(3)　第4項の「処分」には、支給材料又は貸与品を回収することが含まれること。

9　第20条関係

(1)　第1項において、「工事用地等の確保ができないため工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない場合」とは、現実に受注者が工事を施工できないと認められるときをいう。

(2)　第3項の「増加費用」とは、中止期間中、工事現場を維持し又は工事の続行に備えるため労働者、建設機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、建設機械器具等の配置転換に要する費用、工事を再開するための労働者、建設機械器具等を工事現場に搬入する費用等をいう。

10　第23条関係

(1)　第1項の「工期の変更」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条、第22条第1項及び第2項並びに第43条第2項の規定に基づくものをいう。

(2)　第2項にいう「工期の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書の変更が行われた日、第20条第3項においては、契約担当者が工事の施工の一時中止を通知した日、第43条第2項においては、受注者が工事の施工の一部中止を通知した日とする。

11　第24条関係

(1)　第1項の「請負代金額の変更」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条第3項及び第43条第2項の規定に基づくものをいう。

(2)　第2項にいう「請負代金額の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書の変更が行われた日、第20条第3項においては、契約担当者が工事の施工の一時中止を通知した日、第22条第3項においては、契約担当者が同条第1項又は第2項の請求を行った日、第43条第2項においては、受注者が工事の施工の一部中止を通知した日とする。

(3)　第3項の「乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第15条第7項、第17条第1項、第19条、第20条第3項、第22条第3項及び第43条第2項の規定に基づくものをいう。

12　第25条関係

(1)　第1項の請求は、残工事の工期が2箇月以上ある場合に行うことができること。

(2)　第2項の「変動前残工事代金額」の算定の基礎となる「当該請求時の出来形部分」の確認については、第1項の請求があった日から起算して14日以内で契約担当者が受注者と協議して定める日において、監督員に確認させるものとする。この場合において受注者の責めにより遅延していると認められる工事量は、当該請求時の出来形部分に含めるものとする。

(3)　第4項に規定する再スライドを行う場合は、⑴及び⑵を準用すること。

(4)　契約担当者は、現場説明又は入札執行前の説明において⑴及び⑵の事項を承知させること。

(5)　第5項の「特別な要因」とは、主要な建設資材の価格を著しく変動させるおそれのある原油価格の引上げのような特別な要因をいう。

13　第29条関係

(1)　第4項の「請負代金額」とは、被害を負担する時点における請負代金額をいうものであること。

(2)　1回の損害額が当初の請負代金額の1,000分の5の額（この額が20万を超えるときは20万円）に満たない場合は、第4項の「当該損害の額」は0円として取り扱うこと。

(3)　第4項の「当該損害の取片付けに要する費用」とは、第2項により確認された損害の取片付けに直接必要とする費用とする。

(4)　契約担当者は、現場説明又は入札執行前の説明において⑴及び⑵の事項を承認させること。

14　第31条関係

請負代金額が20万円未満の契約にあっては、従来どおり、工事完成届及び工事完成検査の結果通知は、書面によらないことができるものであること。

15　第35条関係

第2項において、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下らないこと。

16　第37条関係

第1項ただし書の規定により、部分払は工期中3回を限度として行うことができるとしているが、請負代金額に応じて次に定める回数を超えることができないものであること。なお、当該回数は、契約書の「請負代金額の支払方法」の欄に記載すること。

ア　請負代金額　　　 100万円以上1,000万円未満　 　2回

イ　　　〃　　　　 1,000万円以上　　　　　　　　 　3回

17　第39条関係

(1)　契約担当者は、現場説明又は入札執行前の説明において次に掲げる事項を承知させること。

ア　各会計年度における請負代金額の支払限度額（予定価格を推察させないよう、○年度○%と割合で明示すること。）

イ　各会計年度における請負代金額の支払の限度額及び出来高予定額は、受注者決定後契約書を作成するまでに受注者に通知すること。

18　第40条関係

第2項は、いわゆるゼロ国債を対象とした規定であること。

19　第41条関係

(1)　第2項における部分払の額の算出に当たっては、付録を参考とすること。

(2)　第3項の部分払金の回数の設定に当たっては、16中「請負代金額」を「支払限度額」と読み替えて準用する。

20　第49条関係

(1)　第6項の「撤去」には、支給材料又は貸与品を契約担当者に返還することが含まれること。

(2)　第7項の「処分」には、支給材料又は貸与品を回収することが含まれること。

第3　様式について

関係様式は、別記によるものとし、必要に応じ加除等を行った場合には、その旨を工事施行伺いにおいて明らかにすること。